

第1回田川広域水道企業団水道料金等審議会 会議録

1 日時 令和3年8月31日(火) 13:30～15:45

2 場所 田川市役所別館 大会議室

3 出席者

(審議委員)	学識経験者・各首長が選出する者	7名
(オブザーバー)	福岡県県土整備部水資源対策課水道整備室(オンライン)	1名
	福岡県企画・地域振興部市町村支援課理財係(オンライン)	2名
(事務局)	田川広域水道企業団事務局本部	7名
	田川市・川崎町・糸田町・福智町水道事務所長	4名
	水道料金改定計画等策定業務受託業者(オンライン)	3名

4 配布資料

資料1	田川広域水道企業団水道料金等審議会委員名簿
資料2	田川広域水道企業団水道料金等審議会条例
資料3	諮問書
資料4	田川広域水道企業団水道料金等審議会のスケジュール
資料5	会議及び会議録の公開について(案)
資料6	田川広域水道企業団の概況
資料7-1	策定中の水道事業ビジョン・経営戦略について
資料7-2	実現方策について(参考資料)
資料8	料金改定の論点整理

5 会議概要

1. 議事

- ・これより議事進行については会長に願います(事務局)
- それでは次第に従い、議事を進めていく(会長)

(1) 審議会スケジュール並びに会議及び会議録の公開について

- ・事務局説明を願います(会長)
- では資料の4を願います。こちらが当審議会の今からの予定を示した資料となっている。まず、上の方から見ていただきたいが、先ほどご説明したように、答申を

いただくタイミングとしては、来年の令和4年3月を予定している。それまでの間に会議を今日含め、全5回開催したいと考えている。会議の中身については資料4に記載しているが、大きな柱としては諮問にあったように、料金の水準、そしてもう一つは料金の体系ということで、2回目、3回目、4回目と渡って、こういったところの議論をしていただきたいと考えている。5回目については答申内容を含めて取りまとめでいただきたい。

続けて説明する。資料5をお願いする。会議及び会議録の公開について（案）をお諮りしたいと思う。まず、1番目に記載しているように、田川広域水道企業団水道料金等審議会については、地方自治法第138条の4第3項に基づいて設置された附属機関である。この附属機関の会議というのは、基本的には原則公開すべきところではあるが、当審議会の会議については、今から申し上げる理由により、非公開で行うことと提案させていただきたい。非公開にする理由は、今から審議会で審議していく内容は、先ほど言ったように事業統合に伴う1市3町の水道料金の統合にまつわる新たな料金水準、そして新たな料金体系についての説明がされていくわけであるが、様々な料金の改定率であるとか、料金体系のシミュレーションが材料として提供されてくることになる。こういったシミュレーションというのが、行政の用語になるが「意思形成過程の情報」、まだ決定されていない途中の情報という位置付けになるので、企業団として決定した事項ではないということになる。こういった様々なシミュレーションで出た水道料金の金額が独り歩きすることによって、今後予定されている企業団議会の議案の審議であるとか、水道利用者、1市3町の住民に対する今後の新たな料金の説明等、そのような今後の事業に大変大きな混乱と誤解を招く恐れがあると考えている。

これを非公開にしたいという根拠の条文については、田川広域水道企業団情報公開条例第10条の中で、情報公開条例は基本的には原則公開という条例だが、例外的にこういう場合は非公開にできるというのが、第10条に記載している。第10条第1項第4号で「行政運営に関する情報であって、次に掲げるものは非公開にすることができる」と書いている。赤字のところだけ読むと、「事務事業に係る意思形成の過程において、企業団の内部又は企業団と国等との間における審議、協議、検討に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事業に係る適正な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」については非公開にできると書かれている。ということでこの会議については非公開にしたいという説明である。

次のページをお願いする。とは言っても、会議をすることじたいを秘密にするということではなく、会議の開催の周知については原則として開催の1週間前までに、企業団ホームページに掲載し、住民に周知することとしたい。

それから次の4. 会議資料及び会議録の公開についてである。まず全般事項として、委員の名簿、会議の次第、議論の結果を簡潔に記した会議録については、会議終了後

20日以内にホームページで公開することとしたい。会議資料の公開については、先ほど申し上げたように、会議が終わった後、資料を公開してしまうと、意思形成過程の情報が出てしまうことになるので、先ほどと同じ理由で会議資料については会議終了後すぐには公開できない。企業団の議会等で給水条例等関連議案が採決された後に一括で公表することとしたい。会議録の公開について、簡易版の会議録については先ほど申し上げたとおり、会議終了後20日以内に公開したい。詳細版の会議録の公開については、先ほど述べた会議資料と同じかたちで意思形成がなされた後に一括で公開したい。詳細版の会議録を作成するに当たり、発言者の氏名は公開せずに、単に「委員」・「事務局」と記載することとしたい。審議会スケジュール並びに会議及び会議録の公開についての説明は以上である（事務局）

→ただいま事務局より説明がなされたが、まずスケジュールについて、資料4、本日を含め、5回開催するという、それから令和4年3月が答申となっている。こちらの案について委員の方から何か意見等あったら願います（会長）

→委員意見なし

→事務局の案のとおりでスケジュールを進めていく。

引き続き会議及び会議録の公開について、会議については非公開ということ、それから会議資料・会議録については簡易版・詳細版、それから公開の仕方の提案がされている。これについて質問・意見等あれば願います（会長）

→報道機関等については非公開とするのか（委員）

→報道機関については先ほどの第1部の方では、中に取材で入っていたが、本日この場で非公開ということが決定されれば、これ以降については公開しないということになる（事務局）

→直接この内容とは違うが、委員の方の情報の持ち方、伝え方というのはどの辺まで制限されるのか。どこまで口外できるのか（委員）

→各委員がということか（事務局）

→そのとおりだ。その辺の確認をさせてほしい（委員）

→先ほど説明したように、会議後20日以内に公開する情報レベルであれば、発信していただいて構わないと考えているが、意思形成がなされるまでの間については慎重にお願いしたい（事務局）

→承知した（委員）

→他に意見・質問あるか（会長）

→よろしければオブザーバーに県も入っているので折々で県の方にも意見をもらってほしい（事務局）

→承知した。リモートで参加されている県のオブザーバーの方、今の内容で問題ないか。水道整備室どうか（会長）

→問題ないと思う（オブザーバー）

- 市町村支援課どうか（会長）
- 特に問題はない（オブザーバー）
- そうしたら、今の審議結果に従い進めていく（会長）

（２）田川広域水道企業団の概況

- ・引き続き、事務局より説明をお願いする（会長）

→それでは説明させていただく。お手元に資料6「田川広域水道企業団の概況」というA4横版の資料をお配りしているのでそちらをお願いする。まず表紙をめくっていただき、2ページをお願いする。こちらは水道企業団の概要である。当企業団はこの地図にあるように田川市、田川郡川崎町、糸田町、福智町の1市3町で構成された地方公共団体の1つである。現在、1市3町の水道事業と1市3町に水道用水を供給している用水供給事業を運営していて、右側の水色の囲いの部分の下から2行目に行政区域内人口とあるが、1市3町の人口が93,737人、その下の行に現在給水人口が91,275人となっていて90,000人以上に給水をしている。その下の表が現在の認可上の計画となっていて、1市3町の計画給水人口は合計欄にあるように94,150人、計画一日最大給水量が48,820 m<sup>3</sup>/日となっている。この表の右端に1か月当たりの20 m<sup>3</sup>使用時の水道料金を記載している。料金については後程、別途説明させていただくが、ご覧のように田川市が4000円弱、3町については4000円半ばから後半となっている。

次の3ページをお願いする。3ページ目は事業統合と水道料金統一の取り組みのながれである。その前に簡単ではあるが、当企業団の設立の経緯等を説明する。当企業団は良質で安定した水源を求め、平成元年に田川地区水道企業団として田川市、川崎町、糸田町、それから現在の福智町の1市3町により、県営の伊良原ダム建設に参加するために設立された。赤村の大内田地区に浄水場施設を建設し、併せて1市3町までの送水管、配水池等を整備して、平成13年度から1市3町への水道事業に対し、水道水を供給してきた。その後、人口減少による料金収入の減少、高度成長期に整備された水道施設や管路の老朽化に伴う更新費用の増大等、全国的な水道事業の課題が明らかになり、国の水道事業の広域化推進の取り組みもあり、当企業団を構成する1市3町においても事業統合に向けた検討を行った次第である。その結果、統合したほうがメリットがあるという検討結果を受け、平成31年度（令和元年度）1市3町の水道事業経営を一体化した。

そこで3ページの表の上段の左側に水道事業等とあり、その右側に上から田川市水道事業、川崎町水道事業、糸田町水道事業、福智町水道事業、それから田川水企用供事業とある。これが元々あった市役所・町役場の水道課のイメージになる。これが1市3町と1番下の田川水企用供事業、これが水道企業団のことである。その右側の真ん中に赤字で「H31経営の一体化」とある。これは平成31年度に経営が一体化したということであるが、1市3町の水道課が市役所・町役場から分離して、平成31年度に

田川広域水道企業団となっている。ただし、表にあるように水色の矢印が左右に出ていると思うが、平成31年の経営の一体化後も水色の矢印が続いていると思うが、この時点では認可上は5つの事業を抱えたままということになっており、各水道事業の運営と水道料金は統合前と変わりなくバラバラのままとなっている。今後、右側に赤字で「R5事業統合・水道料金統一」とあるように令和5年度に5つの事業を完全に1つの事業に統合し、同じタイミングで水道料金も統一する予定となっている。その列の真ん中の緑色の「手続等」というところがあるが、真ん中付近に「水道料金検討」と赤字で示している。これは令和5年度の水道料金統一に向けた取り組みとして、本日開催している審議会のような取り組み。これを令和4年度までに行っていくというかたちになる。

一番下の左端に「整備等」と書いている分については、広域化事業、運営基盤強化等事業とあるが、経営の一体化をすると国の補助金が活用できることとなり、その補助金を活用し、令和6年度末までに新しく浄水場等を建設し、浄水場を核とした施設の統廃合を進め、老朽化の更新等を行うことにより、水道事業の基盤の強化を図ることとしている。具体的なメリットとしては水道料金の値上げの抑制等が期待されている。

次に4ページをお願いします。このページは統廃合後の施設形態の概要を示したものである。取水施設、浄水場、調整池、配水池などの施設は、事業統合に伴い、令和6年度末の新浄水場の建設を核とした統廃合を現在実施中である。施設の概況を緑色で書いているが、水源取水量の低下、小規模施設の散在、施設の老朽化などの課題があるため、事業統合に当たって施設を統廃合することにより、これらの課題に対応していく。その下になるが黄色で「大内田系」と書いているが、これは既存の伊良原ダム水源からの供給系統となる。伊良原ダムから赤村にある大内田浄水場を経由し、大内田調整池、そこから1市3町の配水池に送水をしていく。その下になるが、今回統廃合の対象となる施設がその下に黄色で「新系」と記載されているところである。新系ではダムを除く14水源の内、4水源を活用し、浄水場も市町にある10の浄水場を廃止し、新しく浄水場と調整池を建設して、施設の集約化を進め、効率的な水づくりを図ることとしている。

次に5ページをお願いします。こちらの表は当企業団の管路の年度別の敷設延長を示した表になる。横軸が昭和40年度以前から平成30年度までの年度、縦軸が年度ごとの敷設延長となっている。水道管の法定耐用年数である40年を基準に色分けをしていて、昭和35年度までが橙色、それ以降が緑色となっている。この表にあるように昭和50年代前半に多くの管路が集中的に整備されていて、これらが一斉に更新時期を迎えているとともに、その後平成の初めにかけて、比較的多くの管路が継続して敷設されていることから、今後も更新が必要となる管路が増加していくことが想定されている。また、耐震化の対策も必要になっている。

続いて6ページをお願いします。こちらの表は人口予測と水需要予測である。

横軸が平成22年度から令和40年度までの年度、縦軸が左側の目盛が人口を示しており、黄土色の折れ線グラフが人口の推移となっている。また、右側の目盛が1日当たりの水需要を示しており、水色の棒グラフとなっている。1市3町の水道事業の人口は令和元年度まで過去10年以上にわたり継続的に減少しており、節水機能及び節水意識の向上の要因もあり、使用水量も継続的に減少している。水需要の予測は、概ね人口減少に応じて減少する結果となっている。このように1市3町では人口減少による、料金収入の減少、それから水道施設、管路の老朽化による更新費用の増大等の課題が山積しており、その解決のため、平成31年度に1市3町が経営の一体化をし、令和5年度に完全に一体化である事業統合、それから水道料金の統一を行い、水道事業の地盤強化を進めていくこととしている。説明は以上である（事務局）

→ただいま田川広域水道企業団の概況について事務局より説明がなされた。ただいまの説明に対して質問等のある委員の方いたら願います（会長）

→委員意見なし

→オブザーバーの方よろしいか（会長）

→オブザーバー意見なし

→概況について理解いただけたかと思う（会長）

### （3）策定中の水道事業ビジョン・経営戦略について

・事務局より説明をお願いする（会長）

→それでは説明させていただく。資料7-1、7-2とあるが、7-1の方を説明させていただく。資料7-1の「策定中の水道事業ビジョン・経営戦略について」という題になっている。表紙をめくっていただき2ページ目をお願いする。最初の行に「現在、田川広域水道企業団水道事業ビジョン・経営戦略を策定中です」とある。まず、水道事業ビジョンと経営戦略について簡単に説明させていただく。水道料金を統一するに当たり、将来どういう水道を目指し、そのためにどれだけ費用が必要か、また、人口がこうなって、料金収入がどうあるべきか等をまず整理する必要があった。そこで水道料金の検討の前段として、国から策定を求められている、市町における総合計画に当たる、水道事業ビジョン、それから、同じく国から策定を求められている、中長期の投資財政計画が中心となる経営戦略をまとめて策定することとした。そのうち、経営戦略については平成29年度、30年度に統合の可否を判断するための資料として「田川地域水道事業経営戦略」として一度策定をしている。第1回目の審議会ということもあり、現在策定中のこの水道事業ビジョン・経営戦略の概要を説明させていただくものである。そこで、2ページ目に「水道事業ビジョン・経営戦略の位置づけ」と緑色で書いているが、その部分を読ませていただく。本ビジョン・経営戦略は、平成29年度に策定した田川地域水道事業経営戦略を見直すとともに、当企業団水道事業の目指す将来像及び中長期的な事業運営の方針であるとともに、将来像を

実現するための具体的な施策及び取り組み事項などを「重点的な実現方策」としてまとめたものであり、当企業団の最上位計画として位置づけられるものである。策定に当たっては、当企業団の構成団体である1市3町の総合計画等や厚生労働省の「新水道ビジョン」及び福岡県の「福岡県水道ビジョン」との整合性を図ることとする。当企業団内部の職員によって構成される委員会による検討を経て策定している。このようなかたちで位置付けを行っており、料金の検討の前段階として策定中である。

続いて3ページ目をお願いする。このページでは水道事業ビジョン・経営戦略の策定過程で識別した当企業団の課題をまとめている。水道事業ガイドラインに示されている業務指標（PI）による分析に加え、当企業団にとって当面の大きな課題である料金体系及び事業統合を含むアセットマネジメント、これは更新計画とか資産管理という意味になる。こういったものについての現状分析を行い、当企業団が今後取り組むべき課題を識別したものになる。こちらの表に識別した課題を記載しているが、簡単に申し上げると、給配水時の水質改善の必要性が上から1、2つ目、次の2つが管路及び浄水場の老朽化対策と耐震化の対応の必要性、それからその下の更新事業の増大による施設の統廃合の実施と施設の長寿命化の取り組みの必要性、またその下の管路の更新率や、施設利用率、経常収支比率、料金回収率の改善の必要性、また、財務への影響を見極めた適切なペースでの施設の整備・更新の必要性が集約されている。一番下に赤く囲っているのが料金体系等の分析により識別された課題となっている。こちらに書いているが、「各市町の料金水準を持続可能な水準に統一するとともに、異なる料金体系を統一することが必要である」とある。今回この審議会が審議しているのはこの課題への対応の取り組みになる。

次は4ページをお願いする。これらの課題を踏まえて、当企業団の目指す将来像と基本理念を設定している。このページの真ん中の図の中に目指す将来像、基本理念を書いている。目指す将来像については「安全な水を安定的に供給し続けることができる水道」と設定した。基本理念については、「田川地域における住民生活や社会活動を支えるライフラインとして、安全で良質な水道水を供給する安定的かつ強靱な水道を確保するとともに、持続可能で効率的な供給体制を構築する」というかたちで設定している。

次の5ページをお願いする。これらの基本理念、基本方針の実現に向け、実現方策を定めている。まず、安全の実現方策としては、こちらの説明は参考資料として添付させていただいているので、詳しく説明はしないが、安全の実現方策として、1. 水質安全対策の強化、次に緑色の部分であるが、強靱の実現方策として、1. 安定供給対策の強化、2. 災害・事故対策、危機管理体制の強化、最後に持続の実現方策として、1. 水道施設（経年施設）の計画的・合理的更新、2. 効率的な業務実施体制及び実施手法の確立、3. 将来を見据えた人材の採用及び育成、4. 水道料金の適正化と料金収納率の維持・向上、5. 企業団の取組等に関する認知度の向上を図っていくことを

実現方策として定めている。先ほど申し上げたとおり、具体的な内容は割愛させていただくが、資料7-2で参考資料としてお配りしている。

次の6ページをお願いします。これらの課題、基本理念、実現方策を踏まえた中で、経営戦略の中心となる投資財政計画を現在策定している。この投資財政計画における企業債残高と資金残高がこちらのグラフになる。このグラフを見ていただくと令和元年度から令和18年度までのグラフとなっており、緑色の棒グラフが企業債残高で令和3年度であると80億円くらいあり、令和18年度になると120億円強の企業債残高が見込まれている。また、青色の折れ線グラフが資金残高となっており、現在の料金水準をそのまま維持した場合、見ていただければお分かりになると思うが、令和16年度には資金残高がマイナスになる見込みである。このように料金水準を今のまま維持すると、将来、企業団経営に大きな影響を及ぼすことが想定されている。この後水道料金改定の論点整理の説明をさせていただくが、料金の水準をどのようにするのかということに関してはこの表にあるように将来の資金残高等を踏まえた適切な料金水準を設定する必要があるということになる。投資財政計画は以上である。

最後に7ページに参考として付けているものが、経営戦略の全体像の資料となっている。上に書いているところを読むが、投資試算と財源試算が均衡した収支計画の策定がポイントとあるように、経営戦略の中心となる投資財政計画は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とし、収支が均衡するように調整した収支計画である。この経営戦略の策定に当たっては「投資」の部分を実算する。それに合わせて「財源」部分も見通しを取りまとめる。そこで投資と財源のギャップが生じた場合に均衡を図るということで計画を策定していくというような経営戦略の全体像ということである。これは参考までにとということでお示しをしている。説明は以上である（事務局）

- 策定中の水道ビジョン・経営戦略について、事務局より説明がなされた。ただいまの説明に対して、質問あるいは意見等あれば委員の方からお願いします（会長）
- 企業債残高等のグラフがあったと思うが、資金残高というのは要は現金のことか（委員）
- そのとおりである（事務局）
- そうすると、今の料金水準で行くと令和16年にショートするということか（委員）
- そのとおりである（事務局）
- 承知した（委員）

・水道事業ビジョン・経営戦略を策定しているということで説明を受けたが、これが固まる時期と、先ほど、企業団の概況で今後の事業統合のスケジュールがあったが、この辺との兼ね合いはどうかということと、審議会のスケジュールがあったが、このタイミングとかはどのような感じになるのか（委員）

- 現在水道事業ビジョンと経営戦略の策定委員会があり、これについては令和3年1月



から第1回目を開催しており、ほぼ月1回のペースで策定委員会を開催している。本年度末（令和3年度末）を目標に現在策定を進めており、その中で経営戦略・投資財政計画に係るものについては今回の料金審議会までにある程度、こちらで議論ができるようなかたちで策定しているところである。そういったスケジュール感で進んでいる。（事務局）

→委員了承

→他委員質問なし

→オブザーバー意見なし

#### （4）料金改定の論点整理

・事務局説明をお願いする（会長）

→資料8 料金改定の論点整理について、今まで企業団の今の状況を説明して、将来に向かって今どういう計画を定めながら進んでいるという説明をしてきた。今現状でどういう課題があってそれをどういうふうに対策を打っていこうか、それに当たって料金をどのようにしていこうかということをもまにやっている最中であるが、その中で色々説明したが、この審議会で具体的に何を議論していただきたいのか、論点は何なのかという部分について、資料の8番でまとめているので、この資料の8番については料金改定計画策定業務を委託しているトーマツの方から説明をさせていただく。トーマツよろしくをお願いする（事務局）

→これから第5回の審議会まで参加させていただくのでよろしくをお願いする。それでは資料8をまずご説明差し上げる。今ほどご説明があったとおり、今回の審議会でも料金統一に当たってどういった論点をご審議いただくのかといったところをまとめた資料になっている。基本的には次回以降の議論の頭出しという位置付けになっているが、一部可能であれば、今回ご意見・ご審議いただきたいという箇所があるので、まず一とおき説明差し上げる。

2ページ目以降、基本事項の整理ということで料金というところに焦点を当てた上で、田川広域水道企業団がどういう状況にあるかというところを整理した内容となっている。

3ページ目である。少し先ほどから触れられていたところでもあるが、年間の有収水量と給水収益、要はどのくらい水が使われていて、どのくらい料金の収入が得られているかというところで企業団の目線から整理した資料となっている。左側のグラフがどのくらい水量が使われてきているかの実績の資料となっていて、年々少しずつ減ってきており、これは人口減少の影響が大きいという内容になっている。右側の給水収益も有収水量の減少に伴って、徐々に減少してきているという傾向である。先ほども少し説明があったが、今後も人口減少が進んでいったり、節水意識の向上というものもあり、こういった傾向は続いていき、自然にいくとどんどん収益も

水量も下がっていくというような状況である。

4 ページ目である。4 ページ目は料金収入のうち、どういった方々が多いのかというところを整理した資料となっている。一番上の文章を見ていくと、「料金収入・給水戸数ともに一般家庭用である 13 mm 口径の割合が最も高い」となっている。13 mm 口径とっているのは、水道管の口径であり、たくさん水を使う方は口径を大きいものにする。工場等業者の方はかなり大きい口径をつけるが、一般家庭の方は大体 13 mm 口径だということであり、13 mm というのは小さい口径である。この 13 mm 口径の割合が最も高くなっており、下のグラフの左側を見ていただき、口径別の料金収入でいうと 13 mm 口径が 74% を占めていて、一般家庭からの収入が 74% を占めている。そして右側は給水戸数である。収入ではなく戸数である。戸数でいうと 91% ということで大半を 13 mm 口径の一般家庭の方が占めているということである。今回審議する中ではこういう一般家庭の方への影響が大きいというところは 1 つ事実としてある。

5 ページ目である。5 ページ目では 13 mm 口径（一般家庭）の中でどのくらい水が使われているかというような分析である。上の文章を読んでいくが、「13 mm 口径において、使用水量（どのくらい水を使っているか）の視点では 10 m<sup>3</sup> 以下の利用者の方が 46% いるが、その 10 m<sup>3</sup> 以下の方々からいただいている料金収入は約 17% にとどまっている」という傾向にある。左のグラフをご覧くださいと使用水量の割合があり、薄い緑の 10 m<sup>3</sup> 以下の方が 46% となっている。この 10 m<sup>3</sup> という使用水量は非常に少ないといわれる使用水量であり、平均では 20 m<sup>3</sup> から 20 m<sup>3</sup> より少し上となっている。そしてその右側をご覧くださいと、10 m<sup>3</sup> 以下の方からいただいている料金収入は約 17% ということで、水量としては 46% あるが、収入としては 17% にとどまっているという事実関係であるので、ここで言えることは 13 mm 口径の一般の方の中で、かなり使用水量が少ないとされる方が半分近くいるということであるが、料金収入で見ると、その方々の割合は 17% にとどまっているということである。ここまでが事実の整理、基本的な理解のところである。

6 ページ目からが料金統一に関する論点整理というところで、ここからが本番というところである。今回論点としては、3 つあげさせていただいている。まず①である。これからご説明差し上げるが、料金を統一していくに当たって、どの程度の水準にするか（どの程度の料金の高さにしていくか）の検討である。こちらは主に第 2 回の審議会で検討いただく内容となっている。論点の 2 つ目であるが、料金の体系である。料金を統一するに当たり、どの料金体系にするかの検討である。料金体系というものもこの後ご説明差し上げるが、平たく言うと、例えば、一般の方に多く負担いただくのか、大口の方に多く負担いただくのか等、そういったどのような負担のかたちにしていくのかという料金体系の議論になってくるというものである。この料金体系の中で今回の審議会の中でご審議いただけたら良いと思っているところが一つあり、

それがこの下線を引いているところである。読んでいくと「第1回の審議会では、口径別料金体系を基本とする点について、審議いただくことを想定している」。この口径別料金体系という意味も後程詳しくご説明差し上げるが、基本的に口径別で行くのか、用途別という考え方もあるのだが、口径別で行くのか、用途別で行くのか、というところについてご審議いただきたいと考えているので、これも後程ご説明差し上げる。論点③は加入金・メーター使用料というものである。各市町で今、加入金・メーター使用料をもらっているか、もらっていないか、さらにその水準も異なっているので、それらをどういったかたちで統一していこうかというところの論点である。こちら料金体系と合わせて、第3回、第4回の審議会で検討いただくという内容になっている。それではそれぞれ論点①、②、③と少し詳しい内容をご説明していきたいと思う。

7ページ目から論点①のところからである。料金水準のところである。一番上の文を読んでいくと、論点①料金水準となっており、全体として福岡県内の平均を上回っている水準にある。全体というのは各4市町である。全て料金水準が福岡県平均を上回っている。さらに各市町で料金水準に差があるという状況である。左側の表をご覧くださいと分かりやすいと思うが、こちらは20㎡使った場合の水道料金を表している。先ほど少し説明にあったが、田川市は4000円弱で、その他3町は4000円半ばから4000円後半台というところになっているが、筑豊地域平均は3900円程で、福岡県平均は3800円程ということになっている。いずれも4市町とも平均を超えているという水準にある。さらにこれらの水準が異なるので、料金を統一していくに当たって、どういった水準にしていくのかというところが論点になってくるところである。

そして、8ページ目である。先ほどと同じ図になっている。上の文章を読んでいくと将来の資金残高等を踏まえた料金水準を設定する必要がある。このままの現行の水準を維持していくと資金残高が令和16年度にマイナスになってしまうので、こうならないようにしていくかどうかも含めて、将来の経営状況を見据えながら、料金水準を設定する必要がある。第2回の審議会では、こういった現行の料金水準を維持するとうなるとか、将来の収支の計画というものを少し詳しくご説明差し上げて、こういった料金水準が良いのではないかというご審議をいただければと思っているので、その頭出しの話である。

では9ページ目にいければと思う。ここまでが料金水準の話であり、ここからは料金体系のご説明になっている。料金体系の話は少し難しい、聞きなれない用語も出てくるので、最初に用語の解説を3ページ分入れさせていただいているので、まずはそこを簡単にご説明差し上げる。上の文章から読んでいくと、論点②料金体系。水道料金は団体によって異なるということで、そもそも水道料金というのは各団体が、条例で定めるもので料金の体系自体も団体によって異なっているところである。

四角の中の文章を読んでいくが、まず、料金の構成には定額料金制または、従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金からなる二部料金制、そして特約制度などがあるが、水道では二部料金制を採用しているケースが多い。一読しただけでは少し分かりづらい文章となっているが、下の図をご覧くださいと、グレーのところの一部料金制、二部料金制と二つあるかと思う。一部料金制といているのは、定額料金制又は従量料金制といており、完全に定額であり、どれだけ水を使おうが定額にする料金制であったり、基本料金というものが存在せず、使った量だけに応じて従量料金だけを採用しているという体系である。こういった基本料金だけ、または従量料金だけという体系を一部料金制と言っている。田川広域水道企業団の構成4市町もそうだが、ほとんどの水道事業は、基本料金と従量料金どちらも併せて料金を設定している二部料金制という体系にしている。上の四角に戻っていただいて、次に基本料金である。基本料金というのは使う水の量に関わらず、かかってくる料金になる。基本料金については、用途もしくは口径によって、異なる料金設定とし、それぞれ用途別、口径別料金体系と呼び、それらを併用しているものもあります。これもまた下の図をご覧くださいとだけならばと思うが、二部料金制の左下にいくと、基本料金とある。この中で左側から用途別とあり、基本料金をまず用途別で設定するという考え方である。用途別というのは、例えば、公衆浴場用や学校用は特別なものだが、例えば、一般家庭用とか団体用とかそういった何に使っているのかという用途によって料金を変えていくというのが用途別である。そして真ん中が口径別といい、先ほど少し紹介したが、13mm口径とか20mm口径とか水道メーターの口径によって区分していくというような料金体系である。それらを併用しているというものが用途別口径別併用という考え方である。現在の4市町では、用途別または用途別口径別併用とこの青くしているところを今採用されているというところである。そして上の四角に戻り、従量料金については、使用水量に応じて単価が変動するものと単一のものがある。従量料金は水を使えば使うほど、水を使った量に応じて水道料金がかかってくるものである。これもたくさん使えば使うほど、1m<sup>3</sup>当たりの単価が上がっていくというものが「逡増型」というもので、図でいうと従量料金の下の左側のものである。そして、使えば使うほど、単価が下がっていくものが真ん中の「逡減型」というものである。たくさん使っても、そこまで使わなくても単価が変わらないものというものが「単一型」である。今の4市町は全て単一型をとっている。まとめると基本料金を用途別にするのか、口径別にするのか、併用にするのか、または従量料金で逡増型、逡減型、単一型にするのかということが分かれ道としてあるというところである。今説明した内容であるが、10ページ目に一部料金制と二部料金制、基本料金と従量料金の定義がこちらに記載されている。

11ページ目である。新しく出てきた言葉として「基本水量」というものがある。ここも少し中身を読んでいくが、設定した一定水量を付与することで、その範囲内での

使用に対して定額の基本料金のみを負担させるものである。例えば、基本水量を10<sup>m</sup>と設定した場合、10<sup>m</sup>使わず、5<sup>m</sup>しか使わなかったとしても、定額の基本料金はかかってしまうという料金体系である。10<sup>m</sup>を超えたところから従量料金が初めてかかっていくという概念のものとなっている。こちらは元々水道が普及していなかった時にどんどん普及を促進して利用してもらおうという視点であったり、最低限必要な使用水量を考慮して設定されている。日本水道協会が出している水道料金算定要領という水道料金の体系をどう算定していくかということを定めた要領があり、この要領によると基本水量というのは付与しない、基本水量なしというのが原則的な料金体系とされている。今の4市町では基本水量を、それぞれ水量は違うが、すべての市町で定めているという状況である。従量料金は先ほど説明したとおりである。

これらを踏まえて、12ページ目で各市町の料金体系を今まとめているところである。まず料金体系の大きなところである。田川市、川崎町、糸田町は用途別、福智町は用途別・口径別併用という料金体系になっている。基本料金はそれぞれご覧のとおり、まちまちな料金を設定されている。基本水量もそれぞれ異なる水量を設定されている。メーター使用料は福智町は取っていないが、他の3市町は取っている。そして一番下の超過料金（従量料金）は単一型として、それぞれ各市町で異なる料金を設定しているということである。

そして13ページ目である。こちらの13ページ目がもし可能であれば、本日までご審議いただきたい内容である。料金体系の話であるが、口径別か用途別かという大きな分かれ道があるが、口径別の料金体系を基本とすることが、我々としては合理的であると考えている。少しご説明差し上げる。一番上の矢羽根のところから話していくが、口径別の料金体系を基本とするか、用途別の料金体系を基本とするか、かなり大きく異なる体系となっているのでそこを決定する必要があるということである。これが正直、第2回目以降の作業にかなり大きな影響を及ぼすので、先に決められるのであれば決めておきたい。現在の料金体系は各市町で用途の区分にそもそも差がある。さらに、同じ名称であっても内容に差がある部分がある。そのため用途を統一するところが困難である。こちらの内容であるが、下の表をご覧くださいと分かるとおり、各市町の用途の名前がそもそも異なっているので区分が違う。さらに、例えば、同じ営業用、団体用、工業用等という名前があったとしても、中身が少し異なるという違いもあるということである。なので、これらをどの区分に合わせて統一していくかということが、検討がかなり困難だという状況である。上の文章に戻るが、3つ目の矢羽根である。仮に用途を統一できたとしても、どの使用者がどの用途に該当するかの判断（この方は営業用なのか、団体用なのかという判断）が、主観による部分が多くなってしまふ。例えば、田川市給水条例で営業用は各種の営業に使用するものと定められており、団体用との区別が少し曖昧である。一方で口径別というのはものの

口径によるので、客観的である。さらに、最後であるが日本水道協会による水道料金算定要領という一つ規範となるものであるが、これは通常は口径別の料金体系とすることとされており、用途別料金体系の算定方法が示されていないというところで、統一して料金体系を作っていこうとしても今は規範がないという状況になっている。こちらは後程ぜひご意見いただけたらと思うところである。説明としては先に行かせていただく。

14ページである。こちらは少し重要度としては落ちるが、水道料金算定要領で何が書いてあるかというところである。水道料金算定要領に基づいた場合の検討事項である。①から基本料金収入と従量料金収入の割合の設定というところで、基本料金と従量料金をどういった割合で設定していくかというところの検討がまず必要になる。こちらは費用を変動費、固定費などに分解して、一定のやり方に応じて、基本料金と従量料金に乗せていくというようなやり方が水道料金算定要領では示されている。②は基本水量の設定である。こちらは先ほど少し申し上げたとおり、基本水量を付与する料金体系は徐々に無くすべきとされており、算定方法は今示されていない状況である。③口径別基本料金単価の設定は口径ごとに違う体系を設定すべきと記載されている。④から⑥は従量料金の設定である。これは単一型とするか、逡増型、逡減型にするかというような話であるが、こちらは単一型が原則とされているので今の4市町はこの原則に則ったやり方をしている。

15ページ目である。各市町の先ほどの①から⑥、⑦までの各論点における現状を整理するとご覧のとおりである。こちらは第2回、第3回目以降に話していくので、ここでは参考までにご覧いただければと思う。

16ページ、17ページは論点③の加入金とメーター使用料の話である。まず16ページ目の加入金である。4市町で加入金は異なっていて、水準も異なっており、川崎町は現状加入金を設定していないのでこれも合わせて今後統一する必要がある。

17ページ目である。メーター使用料である。メーター使用料も同様である。水準が異なり、福智町では設定されていないので、これも料金体系に合わせて検討していく必要がある項目である。長く説明したが、いったん説明は以上である（事務局）

→料金改定の論点整理であった。今日も含め、今後も検討事項を協議したいということであるが、まずは内容について、質問等あれば委員の方から願います（会長）

→役所にいた頃、お客様に説明するときに「13mmと20mmの違いは何か」ということで、13mmというのが給水栓の個数が5個以下とか、20mmだと6個以上とか、イメージとして13mmというのはアパートとかマンションとかで二人くらいで使うもので20mmというのは一戸建てで4人家族くらいのイメージであると話していたが、こちらの地域は13mmがすごく多いが何か理由があるのか（委員）

→基本的に一般家庭は計算するが、13mmで使用水量を賄うような計算が出てくるので基本的には13mmが基本になっている。他の団体も13mmが基本に

なっていると思う。確かに今言われたように給水栓数とかが、例えば2世帯住宅等になれば、20mm等の口径になってくるかと思うが、他の団体もほとんど13mmが多いと思う（事務局）

- ・5ページの口径13mmで使用水量がすごく少ない方が半数近く占めるとあるが、要は小口の利用者が多いということを言いたいのか、この資料の意味とかそこを出した意図があれば教えてほしい。基本水量で料金をなるべく賄いたいということか（委員）

→この件については資料を作成したトーマツから回答する（事務局）

→分かり辛い資料で申し訳なかった。今指摘いただいたとおり、これは第3回以降となってくると思うが、具体的に料金体系を検討していくに当たって、例えば基本水量を下げるといったパターンを出したときはかなり影響が大きくなるというところが言いたい資料となっている（事務局）

→承知した（委員）

- ・以下質問なし

- ・6ページ料金統一に関する論点整理というところで3つにまとめられている。その中で論点②料金体系というところでアンダーラインが引いてある「第1回の審議会では、口径別料金体系を基本とする点について、審議いただくことを想定している」とあるが、先ほど話にあったように、用途別であるということと、それから、それぞれの定義とか、料金体系が異なっているというところがあり、統一させた方が良いというのが前提にあると思う。その時に今までの料金体系そのままいくとなかなか統一が取れないということもあるので、事務局としては口径別の料金体系をということで説明がされている。13ページに詳細の資料があげられているが、この点についてはいかがお考えか（会長）

→今、用途別をしている理由はどのようなものか（委員）

→当時、水道料金を設定した時の内容についてはよく知らないが、田川市の場合は、昭和の終わり頃に料金改定がされて、今までは消費税のみの改定できている。当時はおそらく営業用とか工業用とかの工場等が立ち並んでいたもので、そういうことを含めて使用用途に分けたのだと思っているが、内容については申し訳ないが詳しくは知らない（事務局）

→今までが用途別になっていたものの、現時点で明確な理由があるわけではないということか（委員）

→その当時、水道料金を決めた時の話の中で、このようなかたちになっていたであろうから、その当時はこういった体系が多くあったのではないかと知っている。

現在は水道料金の考え方じたいが変わってきている。そのようなこともあったかと思うが、詳しい事情はこの時の審議会等には携わっていないのでわからない。申し訳ない。(事務局)

→以前に関わりがあった事業体では一般と湯屋の2用途だったが、湯屋用は公衆衛生の観点から料金を下げるといふ必要があるのでは、その分の差額を一般会計から繰り出しでもらっているという事情があったので、湯屋用だけ特別な料金体系にするというかたちにしてきた。今回の説明では、各市町において特別な取り扱いがあるというわけではないと理解してよろしいか(委員)

→田川市でいう特別用というのは、工事用水等も含めていると思う。ほとんどの料金体系については家事用と湯屋用にしか分けられていないと思うので他の用途は使っていない部分もあると思う。(事務局)

- ・13ページの表にあるが、家事用と湯屋用以外はあまり使われていないのではないかという話があったが、次回から検討するに当たって、それぞれの用途に契約している契約数を示していただくと良いと考える。用途区分で行くかどうかというのは今日考えていかなければならないが、現状としてそういったものを出していただければと思う。これは要望である(委員)

- ・今回統一することなので、算定要領等に基づいたものでやっていくことが一番良いと考えるが、今出ていたように各水道事業所の方で料金体系についてこういうふうが良いという意見があるのであれば、出していただいた方が良いと考える(委員)

→まとめた資料を提供させていただく(事務局)

→よろしく願います(委員)

- ・以下意見なし

- ・用途別ではなく、口径別の料金体系を基本とすることが合理的ではないかという提案であるが、その辺について意見をいただければと思う(各委員に意見求める)(会長)

→事務局が説明したとおり、基本的には算定要領等そういったもので行くのが一番良いと思うが、それが困るという事情があるのであれば、それは分からないので特別困るというような事情があればそれでもいいかなと(委員)

→今までこのようなことじたい全く知らなかったが、全国的に見て、口径別の方が将来的にも分かりやすいかと思うので、そのほうが良いと思うが、現状は全く違ふし、町によっても違ふというのもあるが、用途によってかなり水道料金の変化が見込まれるのであれば、最終的には仕方ないとしても、今現状がどうなのかを把握したいので、先ほど契約数を出してほしいとお願いされていたが、料金についてどのくらい



- 使ったらどれくらいかかるのか分かるような、家庭用は分かるが、他のものは分からないので、今色んなことで、コロナもあり、営業関係も大変だと思うので毎月のかかりの負担になってくることかと思しますので、そこについては丁寧に見て設定した方が良く考えるため、その資料をもうちょっといただきたいと思う（委員）
- この辺については多分論点②の料金体系のところでは言っていると思うが、第3回、第4回の検討となっているが、現状の契約数あるいは契約料金、それに対してどういうふうに変っていくのかあるいは契約されている団体・個人の人たちがどう負担が増えるか、そういったようなところも示していただければ、議論もしやすくなるかと思う（委員）
- 用途によって違うというのは分かる。普通の家庭の奥さんたちに聞いたら、川崎町では水道料金は安いほうが良いとみんな言っている。今からそういう色々な用途に応じてあれというのははっきり知ったので、もう少し料金が高くても負担になると思うが、それは覚悟の上ではないか（委員）
- 糸田町の状況は全部確認したが、かなり用途が多い。そのような中で、基本料金等の金額等あるというような状況にある中でトン当たりの使用料に要する料金も追加料金で超過の方の関係も若干、要するに増えてある。そういうふうなかたちの料金体系を急遽変えてしまうと後々の説明において、利用者の理解を得られるかというところが気になる。その後も深い角度でまたあとで検討していくようなことになる（委員）
- 工業用や団体用という大口というか、大量に水を使うようなところというのは全体的に単価当たり安く設定されていると思う（委員）
- 使用収益という考え方、それがあっての、要するに料金体系の統一になるのではなかろうかというふうに思う。要は家事用というのは一般的には小口という前提である。ところが、営業というのは要するにそれを使用して収益を得るというかたちである。端的に私が感じる範囲ではそういうこともあるということでの料金体系を当時検討された結果、用途別になったのではなかろうかというふうに思う。強いて言えば、営業用というかたちになれば、要するに口径が上がるから、実質的には要するに口径別ということもなんら支障がない。そのところはまた色々と話の中で検討させていただければと思う。ただ糸田町は全体的に料金的には高い。メーターの使用料やらも取る。糸田町は全般的に取っているので全体にとって糸田町は料金が高いというのが住民の考え方である。今回統合するというので当然、料金も下がるように。他所の市町村、要するに市と町から比較すると糸田町と川崎町が若干高い。（委員）
- 今の用途別の現状をきちんと把握した上で、最終的にはこの提案のような口径別の方向になっていくかと思う（委員）
- 担当課の方から事前に資料はいただいている。13mmの要するに家事用、それ以外の用途用という、いただいてここに今資料を持ってある。とにかく料金関係が違っているなということがあるので、ここをどう統一するか、口径で分けるとすればどう統一

するかというところである（委員）

→糸田町や他の市町のところで細かく用途が分かれているが、実際これは4市町とも内容を整理すれば、ある程度統合できるというか、言葉は違うが、これはこっちに入るのではないかというような統一したかたちにできるのではないか。それと口径別の体系で良いが、用途によってはその辺の算定を変えらるということもした方が良く私は思う。それと福智町は官公庁用というかたちで区分しているが、他の市町は官公庁用というのはどうしているのか（委員）

→田川市は官公庁用はない（事務局）

→あるところとないところがある（事務局）

→これをどうするかというところでもある、大分単価的にも違ってきそうな気がするもので、これは今後の話し合いの中で見直したいかなと思う。それとちらっと話が違うが、資料の8ページで資金残高の表の中で、このまま今の体系の推移で行けば、令和16年度からマイナスになっていくというグラフが出ているが、これの理想的なグラフというか、今のままで行けば表のようなかたちだが、これがどういうかたちの理想で行けば一番良い体系で料金を決められるかというようなシミュレーションのようなものはあるのか。このまま平行していくのがいいのか、それとも若干上がっていけばいいのか、その辺のシミュレーションは作っているのか（委員）

→今、経営戦略・投資財政計画を取りまとめており、その中にシミュレーションを数パターン用意させていただいて、ご提示させていただきたいと考えている（事務局）

→それは次回の料金水準の設定のところではシミュレーションをすれば出てくると思うので、そこで議論すればよいのではないかと（会長）

・おそらく口径別を入れていないところは、メーター使用料で差をつけるというのが一般的だと思うので、口径別を入れるか入れないかについてはそこの絡みが出てくるのではないかと。また、先ほど事業者用の話にも出たが、その辺で逡増制の問題等の議論になるけれども、そこがどの程度影響が出るのか。おそらく企業誘致の時に減免の取扱いなどを各市町村がやったこともあると思うので、それを例えば、今後の大口特約の整理とどう結びつけていくのかなども論点になるかと思う。単純に口径別を入れるかどうかということだと付随するたくさん問題が出てくるので、そこだけで結論を出すことは難しいという印象を受けた（委員）

→今の話はいかがか（会長）

→メーター使用料の絡みもあるというのはおっしゃるとおりであると思う。これについては検討する。その後は少し聞き取れなかったため、もう一度お願いできるか（事務局）

→要は事業者用等で、例えば企業誘致で減免措置をしているといった構成市町村の取り組みとの関係とか、あるいは地下水に逃げないように大口特約を入れるかどうかとか、

単純に用途別か口径別かというだけではなく、様々な派生する論点が出てくると考えられるので、今日いきなり口径別でいいかというのではなく、色々と確認していかないと結論を出すことは難しい（委員）  
→その辺も検討に加えさせていただく（事務局）

・以下委員意見なし

・オブザーバーの県の方はいかがか。水道整備室何かあるか（会長）  
→水道料金に関しては、企業が多いところ、一般の方が多いところという事情がかなり大きいと思うので、そこについてよくご存じの委員の方で、議論を進めていただければと思う（オブザーバー）

・市町村支援課よろしいか（会長）  
→特に質問や意見はない。大変勉強になった（オブザーバー）

・第2回の方は論点①の料金水準の検討ということとなると思うが、第3回、第4回で検討する料金体系のところも触ってきたと思う。料金体系等については、今日話が出たように、現状、特に用途別になっているその現状を示していただきたい。それと比較して、最終的に資金残高等が改善されるような料金体系を作っていかなければならないと思うので、次回は用途別の現状について出していきたいと思う（委員）  
→次回、今言われた用途別の契約件数、料金の仕様を各市町の方から確認して、提供させていただく（事務局）

## 2. その他

### (1) 現地視察会の日程

・用意されている議事は以上であるが、その他について（1）からお願いする（会長）  
→第2回目の審議会の日程の話をしたが、その前に本日審議会を立ち上げ、色々な施設を今から改善していくとご説明したが、現状としてどのような施設があるのかという現地視察を是非企画したい。委員の方々に実際に目で見ていただいて、どういう施設が今あるのかを見ていただきたいと考えている。そこで次第にあるとおり、現地視察会をまず日程調整をしたい。ただし、現在も緊急事態宣言が出ている状況なので、とりあえず日程だけ調整させていただいて、実際の日がちが近づいた時の状況に応じて、やるかやらないかを考えていきたい。具体的な日程の案だが、9月の最終週の27日の週（9/27、9/28、9/29、9/30、10/1）の日程で検討したいと思っている。現時点で絶対に無理という日がもしあれば、この場でお伺いできればと思うがいかがか（事務局）

- 後からではだめなのか（委員）
- 後からでも構わない。では一応今言ったように現地視察会を9月27日の週で後程事務局からご都合を伺うようにしたいと思う。（事務局）
- 27日は何曜日か（委員）
- 27日は月曜日である。27日の月曜日から10月1日の金曜日までの1週間の中で日程調整させていただきたい（事務局）
- 27日はダメである（委員）
- 承知した（事務局）
- 私はどの日程でも良い（委員）
- 同様である（委員）
- 28日がダメである（委員）
- 9月の最終週は30日が授業で、10月1日は午後から他市の審議会がある（委員）
- 30日は午後か（事務局）
- 30日が一日無理である。10月1日が午後が無理である（委員）
- 承知した。今伺った内容を含め、調整させていただく（事務局）

## （2）第2回審議会の日程

- ・続けて、第2回目の審議会の予定の方も合わせて調整させていただきたいと思う。第2回については10月25日（月）から10月29日（金）の1週間で調整したいと思う。こちらについても事務局から調整させていただくが、今の時点でここがダメだという日があれば、いただきたいと思う（事務局）
- 26日は監査が入るため無理である（委員）
- 私はどの日程でも良い（委員）
- 同様である（委員）
- 25日が後藤寺駅前開発の審議会のため無理である（委員）
- 25日と28日が14時30分まで授業なので、15時以降であれば大丈夫。29日の午後が他市の審議会があるため無理である（委員）
- 承知した。今頂いた情報を含め、事務局の方で調整する。現地視察会と第2回審議会の日程については以上である（事務局）
  
- ・他、何かあるか（会長）
- 次第には載せていないが、この会場に来た時にクリアファイルをお配りしたと思うが、こちらについてご説明する。報酬等の口座振り込みについてのご協力についてという名義だが、報酬等の支払いについて事務の簡素化を図るために、口座振り込みによるお支払いのご協力をお願いしているところで、つきましては別紙（2枚目）の支給の申出書を添付しているので必要事項をご記入いただき、9月7日までに同封している

返信用封筒に入れ、ポストに投函していただければ非常に助かるのでよろしく  
願います。なお、報酬等の支払いの時期に関しては、審議会の開催日の翌月末に  
ご提出いただいた口座へ振り込みをする予定にしているのでもよろしく願います。  
以上である（事務局）

- ・以下意見なし
- ・それではこれをもって第1回田川広域水道企業団水道料金等審議会を閉会させて  
いただく。（会長）